

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>フッ化物洗口については、薬品としての扱いに不安がある学校職員も多く、事故があったときの責任を問われる不安も多い。歯科衛生上の一定の成果があるためフッ化物洗口自体を否定するわけではないが、保健医療課の取組なので、保健医療課が執り行う事業であると考えている。学校がフッ化物洗口の実施母体になるのであれば、保健医療課にはサポートしてもらいたい。</p>	<p>学校におけるフッ化物洗口につきましては、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画に位置付けられ、学校における保健管理の一環として、児童生徒のために実施されているものであると認識しております。</p> <p>学校職員が安心してフッ化物洗口を実施することができるよう、学校、歯科医師会、市が連携して取り組んでいきたいと考えております。</p>
2	<p>個人・家庭・地域の箇所で書かれていることはもっともであるが、それは各家庭、個人の問題である。また、「PTAや学校歯科医との連携を強化し、講話や歯科指導などを行う。」との記載があるが、行政主導でやればいいのか。</p>	<p>歯・口腔の健康は、全身の健康に深く関連するものです。生涯にわたる歯・口腔の健康づくりには各家庭、個人の取組が大切であり、その理解を深めていただくため、引き続き普及啓発に努めていきたいと考えております。</p> <p>学校における歯科保健活動は、教育活動の一環として行われ、各学校の保健委員会において子どもたちの健康問題等の協議がなされているものと認識しております。市では、むし歯や歯肉炎などをテーマとした出前講座で歯科衛生士を学校に派遣しているところであり、今後も連携していきたいと考えております。</p>